

埼玉県芸術文化祭開催要綱

(平成2年4月23日 知事決裁)
(平成5年2月22日 一部改正)
(平成7年2月 3日 一部改正)
(平成12年2月15日 一部改正)
(平成13年2月13日 一部改正)
(平成21年4月 1日 一部改正)
(平成24年4月24日 一部改正)

1 総 則

埼玉県芸術文化祭（以下「芸術文化祭」という。）を毎年開催し、運営するため、この要綱を定める。

2 趣 旨

芸術文化祭は、「第4回国民文化祭さいたま89」の成果を継承するとともに、その創造的な気運を一段と発展させるため、多くの県民に発表の場を提供すること等により、県民の芸術文化活動への参加の意欲を喚起し、地域文化の振興に寄与することを目的とする。

3 主 催

埼玉県、埼玉県教育委員会、開催地市町村、開催地市町村教育委員会、関係芸術文化団体等

4 芸術文化祭の主管組織等

- (1) 芸術文化祭の開催のために必要な企画を行い及びこれを実施するため、埼玉県芸術文化祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）を組織する。
- (2) 県実行委員会の組織、運営等については、別に定める。

5 事業内容

芸術文化祭の事業は、開催事業及び協賛事業とする。

(1) 開催事業

多彩な芸術文化活動の発表により、新しい芸術文化の方向を示す創造力にあふれ、本県芸術文化の振興に役立つ事業で、実行委員会が開催するもの

(2) 協賛事業

開催期間中に、芸術文化祭の趣旨に賛同して行われる各種芸術文化事業で、実行委員会が承認したもの

6 開催期間

4月から翌年3月にかけて開催する。

7 開催地

開催地は、県内各市町村とする。

8 補 則

この開催要綱に定めるもののほか、芸術文化祭を開催し、運営するために必要な事項は、埼玉県教育委員会教育長が定める。